

兵庫県県民生活審議会－第3回参画・協働推進委員会（議事要旨）

- 1 日 時 平成27年11月26日（木）14：00～16：00
- 2 場 所 ひょうご女性交流館会議室 302号室
- 3 参加者 委員：小西委員長、野崎委員、
県側：東元県民生活局長、瀬上県民生活課長、
小藤県民生活課副課長、小島主幹（ふるさと推進担当）、
久戸瀬協働推進室長、木村 NPO・ボランティア活動支援班長、
ほか関係職員
- 4 議 事 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針の改定について

5 主な内容

- 基本方針の改定について、事務局から説明をお願いする。

【資料説明（要旨）】

- 震災20年を機にまとめた県民ボランティア活動検証にもとづき、また社会背景の変化も踏まえて基本方針の改定案を作成した。
ボランティア条例や基本方針の目的はボランティアセクターを社会の中に確立するということだ。現状は活動団体数や活動分野は増えているものの、活動する人は増えておらず、アンケートでは人材不足が課題とする意見も多い。一方で、社会的課題の解決には自助と公助だけでは限界がある。そこで①裾野の一層の拡大に取り組んでいくことが重要である。
その他、社会背景の変化を踏まえて、②専門性の高い人材確保に向けた学習機会の提供、③情報発信力の強化支援、④中間支援組織の充実強化支援、⑤ひょうごボランティアプラザを核とした拠点のネットワーク化、⑥財源確保支援・寄附文化の醸成、⑦企業と多様な主体の連携促進、⑧災害ボランティア支援が重要となっていると考える。
本日欠席の山下委員からは、一般市民にはボランティア活動はまだまだ広がっていないこと、各種講座はマンネリ化していること、NPO等の情報発信力はまだまだ弱いこと、NPOと行政の協働会議は仕切り直すべきであること、NPOと行政は行動原理が違うのでお互い理解が必要であること、中間支援についても一般県民にはあまり理解されていないこと、ボランティアプラザはもっと存在感を発揮してほしいこと、基本方針は2、3年おきに見直したら良いのではないかといったご意見をいただいている。

【協議】

- 災害というのは、自然災害だけではなく、人為的な災害もあるので、自然災害に特化した表現にならないようにすべき。

実際にボランティア活動を行う若い人やお年寄り、生産活動を行う人など、一人一人のことをイメージして一人一人が実際に活動しやすいようなものにすべき。

方針は、状況に対応して5年ごとに見直していくと良い。

中間支援という言葉の意味が人によってとらえ方が違う。

県にはいろんな活動や情報の蓄積、資産があるのに、ボランティア活動の場では十分に活用できていないのではないか。

- 裾野の拡大については量的な拡大は今後もう望めないと思う。今後は質の高い、自律的自発的な活動の促進が重要だ。

専門的人材育成については土業の団体が社会的援助に関わろうとしているので、NPOと連携させていけばよい。

情報については、インターネットのように積極的に探しに行つて情報を得る場合と雑誌のように与えられたものから偶然情報を得る場合とがある。いつも積極的に情報を探しに行くわけではないから片方に偏らずに両方が必要だ。

中間支援活動の展開についてはNPO相互の競争もある。地方は単一の中間支援組織が力をつけてそこに地域団体が入るといった形ができているが、都市部は行政が無理に調整して1市1センターのようにするのは難しいのではないか。

ボランティアプラザについては、今は中間支援組織も成熟しているので、十分に調整したうえで行政と協働会議をひらけば実りある議論ができると思う。災害ボランティアについては東北などでは5年など長期にわたって関わっているNPO、NGOが多い。災害ボランティアは平常時の普遍的な問題とも関わっているという見方もできる。

フォローアップは5年くらいが良いと思う。

- 阪神・淡路大震災の経験にとらわれてはいけない。そこからいかに発展させていくかが重要だ。実際に生活している人はものすごく真剣だ。そういう人たちのお手伝いをする、自分で何とかするという方向にもっていくという姿勢が大事で、何かやってあげるというのではない。
- 阪神・淡路のことは、NPOとボランティアセクターがどう協力関係を作ったかといったことをよく聞かれる。
- 状況によって軸足が変わるというのを認識しながらやっていただいたのは良かったが、5年くらいで見直せばよいのかなと思う。

ひょうごボランティアプラザはこれからどうなるのか。

- 平成14年に作って10年以上たったので、20年検証をして県民ボランティア活動実態調査をやったりした上で次のステージの提案をした。NPOは他の主体と連携できる存在にもなっている。そういう大きなトレンドを踏まえられればと思っている。(事務局)
- これは県の施策の基本方針なので、行政として何をするかということに絞ったらどうか。
- 何もかも行政でやるのではなく、協働してやるという発想に立っている。(事務局)
- だんだん行政以外のところにゆだねる範囲が広がっていくのだろう。公共的分野と書いているが、共益的な分野だ、コモンズというのはそういうことだ。公益ではなく共益的領域だ。共助・自助・公助と書いてあるが、上杉鷹山をみると互助・自助・扶助だ。もっとも公共的領域という言葉は条例で使われているので、条例の見直しの際に別に議論するのがふさわしいかもしれない。
- 公的施設・スペースが平成の大合併で余ってきているがそこをどうするか考えることも必要。具体的に書くのは難しいかもしれないが。
- 行政は講座や大学を作るが、卒業した人で実際に地域づくり活動に参加している人は非常に少ない。座学よりも体験型学習に重点を置いて見直した方がいい。
- やりたいことを自分たちで決められるようにすればいい。イギリスでエクスターナル・スタディーズというのがある。自分でやりたいことをつくり、場所やチューターは大学が斡旋する。とにかくメニューを増やせばいいとたくさん講座を増やしたが、自分たちでやりたいことを考えることでマンネリ化を解消できるのではないか。
- 社会的な活動をしたいという人も居るが、勉強した後どう結びつけていくかというフォローアップやマッチングが必要だ。
- ふるさとひょうご創生塾の卒業生は調査上は9割以上の人は何らかの形で地域活動に関わっているが、内容は様々だ。創生塾の中でも自分たちで企画を行っているが、卒業後は地域に足場がないと塾でやったことが実践できない。人材育成という言い方は上から目線で、どこかで研修して地域に送り返すのではなく、地域の中で育てないといけないという県民生活審議会の意見が出され、我々もそれを受け止めてはいる。(事務局)
- プラザは、運営方針のようなものがあると思うがどうか。
- 当初はプラザは人材を輩出する側だったが、今後はネットワークの一員に変わらないといけない。また、平常時と非常時のボランティアをつないでい

かないといけない。(事務局)

- プラザ自体がどう変わるのか、変わりたいのかを出さないと実効性がない。また行政と社協の関係もある。
- 設立主体は県で運営は社協という、公設民営でやっている。(事務局)
- 県社協と市町社協の関係はどうか。
- 県社協はボランティア活動の結節点として市町社協ともうまく連携しながらやっている。(事務局)
- これを土台にコラボネットの刷新など来年度予算の要求をしており、それらを軸に様々な協働が進んでいくようにしたい。(事務局)
- 「適切な役割分担」と書いているが「適切」の意味が明確でない。また、行政として今まで蓄えている情報などを整理して利用しやすいようにすべきだ。それをニュートラルに提供して皆さんの判断で利用してもらおうとよい。
- 参画協働などの流れとの関係はどのような見せ方をするのか。
- ボランティア活動・地域づくり活動に役立つ情報についてはいろいろなホームページが有りそれらを整理してわかりやすくしていきたい。(事務局)
- 改定したら周知しないといけない。
- 改定する前にパブリック・コメント手続を行う。(事務局)
- 社会背景で人口減少や少子高齢化は書かなくて良いか。
- 見直し案の考え方の所に書いている。(事務局)
- 情報については3ページの有益な情報提供の所に「活動に役立つ情報を積極的に提供する」という趣旨を盛り込みたい。
- 社会的にオーソライズすればいいかもしれないが意味のとらえ方が人によってかなり違うということにならないように、最低限の定義はした方がいい。新しい展開を妨げない程度に。それから読点が多いのもう少し短く、わかりやすく簡潔にしたらどうか。今後の予定はどうか。
- 中間支援については、ボランティア・地域づくり活動を支援する活動という広い意味で使っている。(事務局)
- 基本方針は、誰が読んでも誤解がないようにわかりやすく読みやすいようにする。縛るのは良くないので、「～等」といった曖昧な言い方をするのもいい。列挙ではなく例記をする。管理する方針ではなくて活動する人が活動しやすくなるような方針にしてほしい。5年くらいの見直し期間を入れる。
- 本日いただいたご意見と、欠席した委員にもご意見を伺う文書を出してそれを反映したものを次回報告する。次回は参画と協働の推進方策と併せて審議いただく。(事務局)
- 参画と協働の推進方策は県民局に聞くことはするのか。
- 推進方策は県施策の方針を定めたもので特に県民局に聞く予定はない。実

際に事業をする際には県民局が協働してやっている場合ももちろんある。
(事務局)

- これまでの見直しの際には変えたのか。
- 部分部分で変えている。県生審でふるさとの議論をしていただいたので、それをベースに変えるかどうかを次回議論していただきたい。県行政への参画については変える要素が見つかっていないので、そこまで変える必要はないと考えている。(事務局)
- クォーターとか入れているところもあった。男女同数とか。
- 男女共同参画計画があるのでそちらで示していると思う。
- 細かく決めない方がいいのではないかとということで現行は細かく決めていないが。
- 細かくは決まっていない。指針は活動の発展段階に応じて、計画は事業のプロセスに応じて県の方針を定めている。(事務局)
- 道府県単位と市町単位で見ると道府県単位では細かく定めているところはあまりなかった。12月は推進方策を中心に議論する。